

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		勧告に従わなかった特定建築主の公表
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 1 2 3 条
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築総務課（電話：048-829-1539）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>設定できません。</p> <p>(理由)</p> <p>当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。</p>
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定
備 考		